

平成 13 年 8 月 28 日

各 位

株 式 会 社 ト ミ ー  
代表者名 代表取締役社長 富山 幹太郎  
(コード番号 7867 東証第 1 部)  
問合せ先 常務執行役員 松 葉 光 雄  
電 話: 03 - 3593 - 1031

## 無担保新株引受権付社債の発行に関するお知らせ

(当社役員、幹部社員および当社子会社の経営幹部を対象としたインセンティブ・プランの導入)

当社は、平成 13 年 8 月 28 日開催の取締役会において、当社取締役、監査役、幹部社員および当社国内・海外子会社の経営幹部に対し、新株引受権証券を取得させることを目的として、第 2 回無担保新株引受権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につきお知らせいたします。

当社は、経営環境が変化する中で、トミーグループの結束力を強固なものとし、事業の成長を目指してまいりました。今後さらにグループの役員及び社員の業績向上に対する目的意識を高め、グループ連結経営を強化するために、この度インセンティブ・プランを導入することにいたしました。

このプランは、新株引受権付社債を発行し、役員には報酬の一部としてワラント(新株引受権)を支給するものであり、社員にはワラント(新株引受権)購入代金相当額を臨時賞与として支給し、任意にワラントを購入できるとするものであります。当プランの導入は、当社および子会社の役員および社員が会社の発展と業績の向上に努め、企業価値を高めるモチベーションとなりますので、株主の皆様にとりましては、必ずや利益の拡大になるものと確信しております。

なお、本新株引受権付社債の発行概要は下記の通りです。

### 記

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 1. 社債の名称  | 株式会社トミー第 2 回無担保新株引受権付社債 |
| 2. 発行総額   | 金 603,820,000 円         |
| 3. 各社債の金額 | 金 60,382,000 円の 1 種     |
| 4. 社債券の形式 | 無記名利札付に限る。              |

5. 発行価額 額面100円につき金102円80銭(うち社債の発行価額 金100円、新株引受権証券の発行価額 金2円80銭)
6. 利率 年1.3%
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還期限 平成17年9月13日
9. 募集期間 平成13年9月6日~平成13年9月12日
10. 払込期日 平成13年9月13日
11. 募集の方法 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社の総額買取引受とする。
12. 担保・保証 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 財務上の特約 「担保提供制限条項」及び「担附切替条項」が付されている。
14. 期中償還方法 発行日の翌日以降、未行使の新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が現存する本社債の総額を超えない限り、いつでも本社債の買入消却を行うことができる。
15. 利払日 毎年3月13日および9月13日
16. 元利金支払場所 株式会社トミー本社
17. 引受会社 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社
18. 新株引受権に関する事項
- (1) 本新株引受権の付与割合  
100%。各新株引受権証券は、発行価額合計額266,000円(以下「割当金額」という。)の新株式を引受ける権利を表章する。
- (2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額  
金603,820,000円

( 3 ) 新株引受権の行使により発行する株式の内容

当社額面普通株式 ( 1 株の額面金額 5 0 円 )

ただし、当社が発行する株式を無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

( 4 ) 新株引受権の行使の条件

新株引受権の行使により発行する当社額面普通株式 1 株の発行価額 ( 以下「行使価額」という。 ) は、 2 , 6 6 0 円 ( 平成 1 3 年 8 月 2 7 日の東京証券取引所における当社額面普通株式の終値である 2 , 0 7 0 円の 2 8 . 5 % アップ ) とする。本新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株 式 数} = \frac{\text{所持人が新株引受権の行使請求のため提出した新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行 使 価 額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。行使価額の調整はマーケット・プライス方式による。

( 5 ) 新株引受権の行使請求期間

平成 1 5 年 9 月 1 6 日から平成 1 7 年 9 月 1 2 日まで

ただし、当社が本社債全額について期限の利益を喪失した場合には、それ以後新株引受権を行使することはできない。

( 6 ) 新株引受権の一部行使

各新株引受権証券に表章される新株引受権の一部行使はできないこととする。

( 7 ) 新株引受権の譲渡

新株引受権は、社債と分離して譲渡することができる。ただし、後記 20. 記載の本新株引受権証券を取得する者は、当社と締結する覚書に基づき、原則として新株引受権を譲渡することができない。

( 8 ) 行使価額中資本に組入れない額

行使価額 ( 調整された場合は調整後の行使価額 ) より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額 ( 調整された場合は調整後の行使価額 ) に 0 . 5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。ただし、新株引受権の行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記により算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を資本に組入れる額とする。

( 9 ) 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店

( 1 0 ) 新株引受権の行使請求受付場所

日興証券株式会社本店および国内各支店

19. 登 録 機 関 本社債について登録機関は設置されない。

20. 当社が発行する新株引受権証券については、払込期日に当社が上記 17.記載の引受会社より全額買戻すと同時に、当社役員に対して報酬の一部として支給するとともに、当社従業員および子会社に対して売却する。

21. 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 新株引受権証券の売出しに関する事項

- |                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 1. 銘 柄 名         | 株式会社トミー新株引受権証券(第2回)             |
| 2. 売出しに係る証券の所有者  | 株式会社トミー                         |
| 3. 売 出 数         | 1,670枚                          |
| 4. 売 出 価 格       | 7,448円                          |
| 5. 売 出 価 額 の 総 額 | 12,438,160円                     |
| 6. 申 込 単 位       | 1枚                              |
| 7. 申 込 期 間       | 平成13年9月6日から平成13年9月12日まで         |
| 8. 受 渡 期 日       | 平成13年9月14日                      |
| 9. 申 込 受 付 場 所   | 上記2.に記載の売出しにかかる証券の所有者           |
| 10. そ の 他        | 今回の売出しは、当社従業員および子会社を対象とするものである。 |

以 上